

令和2年度

危機管理マニュアル

生活・安全
防災（別冊）

岩沼市立玉浦中学校

目 次

1 事前の危機管理

- (1) 安全点検 1
- (2) 各種教室及び訓練 2
- (3) 安全教室 3

2 事後の危機管理

- (1) 心のケア 5
- (2) 保護者，外部機関等との連携

3 様々な危機管理マニュアル

- (1) 学校防災マニュアルで確認 6
- (2) 交通事故発生時の対応 7
- (3) 不審者乱入時の対応 9
- (4) プール事故発生時の対応 1 1
- (5) 食物アレルギー発症時の対応 1 3
- (6) 伝染病・中毒の発生時の対応 1 5
- (7) 頭頸部のけが・熱中症発生時の対応 1 7
- (8) 校外での事故発生時の対応 1 9
- (9) テロ・犯罪予告時の対応 2 1
- (1 0) 教職員事故発生時の対応 2 3
- (1 1) 児童により傷害事件発生時の対応 2 5
- (1 2) いじめ発見・発生時の対応 2 7

1 事前の危機管理

(1)安全点検

①目的

- ・学校管理下，安全教育（交通・生活・防災）の安全の確保のために，校内の施設設備や通学路，地域施設等の状況を確認する。

②危険・点検箇所の抽出

- ・職員，生徒，保護者，地域からの提供
安全点検（月1回），日常の観察（掃除等を含む），ヒヤリハット，口頭・電話等による情報提供，地区からの話題，ふれ合いパトロール隊の情報など

③危険・点検箇所の分析と管理

- ・発見された危険箇所に関しては，以下の視点で，複数の目で分析する。
 - ①どのような事故が起こるのか
 - ②どの状況（時間や条件，生徒の行動など）で起きるか
 - ③予防や周知などの対策，など
- ・危険箇所の管理は，上記③の対策をもとに教頭に報告・相談し，以下のようにする。
 - ①修繕等が必要なものはすぐに修繕（改善）（業務員，教頭，教育委員会）
 - ②立ち入り禁止や校内放送等を活用した周知などの応急的な対策
 - ③おたよりやメールでの周知徹底
 - ④避難訓練や点検などを通して，事前の対策
 - ⑤警察への連絡や保護者への啓蒙

④安全点検等の実際

- ・安全点検（月1回）
職員で分担し，別に定めた点検項目を基に校内の全ての部屋や施設を点検する。
点検後は，速やかに結果を安全担当に報告し集約する。
安全担当は，修繕や改善の必要なものは，教頭に報告し対策をとる。
- ・地区内の巡視（年間）
場合によって，下校時などに地区内を巡視し，登下校時の安全管理，不審者対応，通学路の危険箇所の点検を行い，教頭は報告を受け対策をとる。
- ・電話での情報提供，外部機関等からの情報提供を可能な限り集め，緊急対応が必要か判断する。
- ・現場の状況を可能な限り確認するため，現地に2人以上で向かい確認する。結果については，教頭に報告する。（必要ならば写真なども撮る。）
- ・対策等を検討し，実施する。内容によっては，外部機関や近隣の学校等にも伝える。

(2)各種教室及び訓練

①目的

- ・ 普段の生活及び災害時の生徒の安全確保のため、生徒及び教師の動きの確認や点検をする。

②各種教室・訓練の種類

- ・ 地震津波・その他の自然災害等の対応防災訓練
(随時 生徒・教師対象)
- ・ エピペン使用訓練 (4月 教師対象)
- ・ 不審者対応訓練 (5月 生徒・教師対象)
- ・ 引き渡し訓練【暴風・竜巻等】
(6月 生徒・保護者・教師対象)
- ・ A E D訓練 (6月 2学年生徒及び教師対象)
- ・ 火災対応避難訓練 (11月 生徒・教師対象)

③各種教室・訓練の実際

- ・ 地震津波・その他の自然災害等の対応防災訓練
安全担当主幹の企画により、全校生徒・職員で行う。
生徒の地震の際の避難行動、教師の指示・誘導等の確認と検証を行い、改善をする。
事前・事後の指導を通して、自助・共助の力を高める。
防災副読本なども活用し、危機に関する情報を得ながら知識を深める。
- ・ エピペン使用訓練
養護教諭指導のもと、アレルギー症状を持つ生徒の把握とアナフィラキシーに対する理解を深める。
エピペンの使用方法など、対処方法を確認する。
- ・ 不審者対応訓練
校内に不審者が入ったことを想定し、不審者対応に教職員があたり、生徒は避難経路を確認し、それぞれの避難場所に避難する。
警察等の指導・助言を得る。(努力事項)
- ・ 引き渡し訓練
暴風・竜巻等の際の引き渡しを想定する。事前に保護者にも通知しておき、迎えに来てもらう。引き渡しカードの内容確認やメール配信の確認も行う。
- ・ A E D訓練
消防署員を招き、職員対応のA E D操作及び救急救命の仕方を学ぶ。
- ・ 火災対応訓練
主な内容は、地震と同じ。消防署とも連絡を取り、訓練に関する指導・助言を得る。

(3)安全教育

①目的

- ・安全教育（防災・生活・交通）の3領域にわたり、生徒が現在及び将来にわたって生かされる態度やその知識の習得にあたる。

②育成するの能力・内容・態度

- ・事故・災害等危険予測，危機回避能力の育成
- ・事故・災害等発生メカニズム及び事故発生の防止，減災に関する内容
- ・自助・共助・公助の考え方，共助の姿勢・態度

③方法

- ・各教科及び特別活動，放課後の時間，総合的な学習の時間において，年間計画を作成し行う。
- ・各教室や訓練の対応から事前・事後の指導で行う。
- ・学校だよりなどの配付物で行う。

④安全教育の実際

- ・安全教育の年間指導計画を作成し，各教科等，学校教育全体で行う。
職員の共通理解を進め指導するため，職員会議等で周知を図る。
- ・各種災害訓練や不審者対応訓練においては，迅速な避難行動を得る。
※訓練において得られる情報は，随時検証し，防災マニュアルなどの改善に活用する。
- ・交通安全教室においては，関係機関などの外部の人材を活用し，専門性の高い学習を行う。
- ・学校安全だよりを定期的に発行し，本校の取組や保護・地域の協力を呼びかける。

(4)安全管理の領域及び教職員の確認事項

安全管理の領域	教職員の確認事項
地震・津波	避難場所の表示，防災備蓄品の管理，メール発信の確認
火災	火災報知器の点検と使用法の周知
暴風雨・竜巻	引き渡しの保護者地域への周知，メール配信の確認 引き渡し対応のマニュアルの整備，早めの予測
雷	早めの予測，集団下校・引き渡しの対応確認
Jアラート	避難場所の確認，防火扉の点検，引き渡しの対応確認
交通事故	交通教室の開催，危険箇所の確認
不審者対応	隠語の共通理解，教職員の対応（刺股等）の確認
プール事故	AEDの保管場所，使い方の確認，応急処置の仕方
食物アレルギー	エピペン使用の有無の確認 AEDの保管場所，使い方の確認

伝染病・中毒	医療先の確認, メール発信の確認
頭頸部・熱中症	WBGTの指数の確認, 医療先の確認 AEDの保管場所, 使い方の確認
校外での事故	事前打合せの確認(引率者の役割等)
テロ・犯罪	情報の収集, 引き渡しの対応確認
教職員の事故	報告(校長・教頭) 安全対応優先(警察等)
傷害事件	AEDの保管場所, 使い方の確認, 応急処置の仕方 医療先の確認, 警察, マスコミ対応
いじめ対応	未然防止策, アンケート, いじめ対策委員会の設置(ケース会議) 専門機関との連携

(5)職員研修

①目的

- ・職員が、普段及び災害等に備え、施設の安全管理や安全教育に対する理解を深め、生徒への指導や対応力の向上に努める。

②外部の機関等を活用した研修

- ・総合教育センターや教育事務所主催の研修会に参加し、危機管理や安全教育に関する研修を通して資質を高める。

③校内での研修

- ・職員会議や各種講習会の伝達講習を生かし、研修を深める。
- ・各種の訓練の反省や職員間の情報交換を通して、危機管理や安全教育に関する研修を通して資質を高める。

(6)その他

①PTAとの連携

安全部などを通して、地区内の危険箇所等に関する情報を収集し、本部委員などと連携し、随時その対応にあたる。(安全3領域について)

②地域や関係機関との連携

防災課、消防署、警察署、学校評議委員の方々の協力をいただき連携を深める。

③組織対応

本内容については、校内の体制を整備するとともに上記①～②の連携及び市内各学校との情報交換と連携をし、突発した事態に最適に対応できる体制、生徒の能力の育成を図る。

2 事後の危機管理

(1)心のケア

① 様々な災害、事故、事件の心の傷

- ・孤立や親族の死、大事なものを失った喪失感などにより、精神的に不安定な状態に陥ったり、おう吐などの身体症状を引き起こすことがある。これは生徒に限ったことでなく、誰もが起こりうる可能性を持つ。

※急性ストレス障害（ASD）と心的外傷後ストレス症候群（PTSD）

ストレスから来る様々な疾患や症状のこと。
再体験症状、陰性気分、解離症状、回避症状、過覚醒症状 などがある。時に自傷行為や自死を考えることもあるため、最悪を想定した対応が必要である。
また、症状が長く（何年もの間）続いたり、数年後に現れたりすることがある。

② 対応

- ・日常レベル
普段の様子の把握、異変の察知と共有、正しい知識の啓蒙
- ・心のケアレベル
本人の心の居場所をつくったり、家庭への情報提供と連携などを行う。教育相談やSCの活用も効果が高い。
※家庭への情報提供は慎重に行う。また、家族のケアも行う必要な場合がある。
- ・治療（キュア）レベル
関係者の見取りを踏まえ、協議して、「医療による専門的治療が必要」と考えた場合にすすめる。本人や家族の抵抗があることも予想されるので、慎重に行う。

③ 体制

- ・組織的な対応
学年間の情報共有、養護教諭、いじめ不登校担当、生徒指導主事、SCと教育相談するなどの連携が必要である。また、管理職への報告・相談も行い、指示を受ける。
- ・外部機関
学校医、子ども福祉課、児童相談所などの機関がある。

(2)保護者、外部機関等との対応

① 保護者への対応

- ・様々な災害、事故、事件後に保護者への説明が必要である。
【個別】様々な災害、事故、事件の状況、本人の所在、今後の対応などを丁寧に説明する。
【全体】様々な災害、事故、事件後に、保護者向けの説明会を開く。校長の指示のもと、説明、謝罪などの目的をしっかりとすること、説明者を複数にして役割分担をすること、対象を保護者にしぼることなど、事前の打ち合わせをしっかりと行う。

② 外部機関の対応

- ・様々な災害、事故、事件後に各種機関と連携した対応が必要である。
警察、消防署、市教育委員会、などへの相談と報告をしっかりと行う。

3 様々な危機管理マニュアル

地震・津波発生時の対応

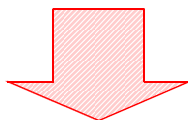
引き渡し発生時の対応（暴風雨・竜巻）

風水害（暴風雨・洪水等）発生時の対応

地震・火災発生時の対応

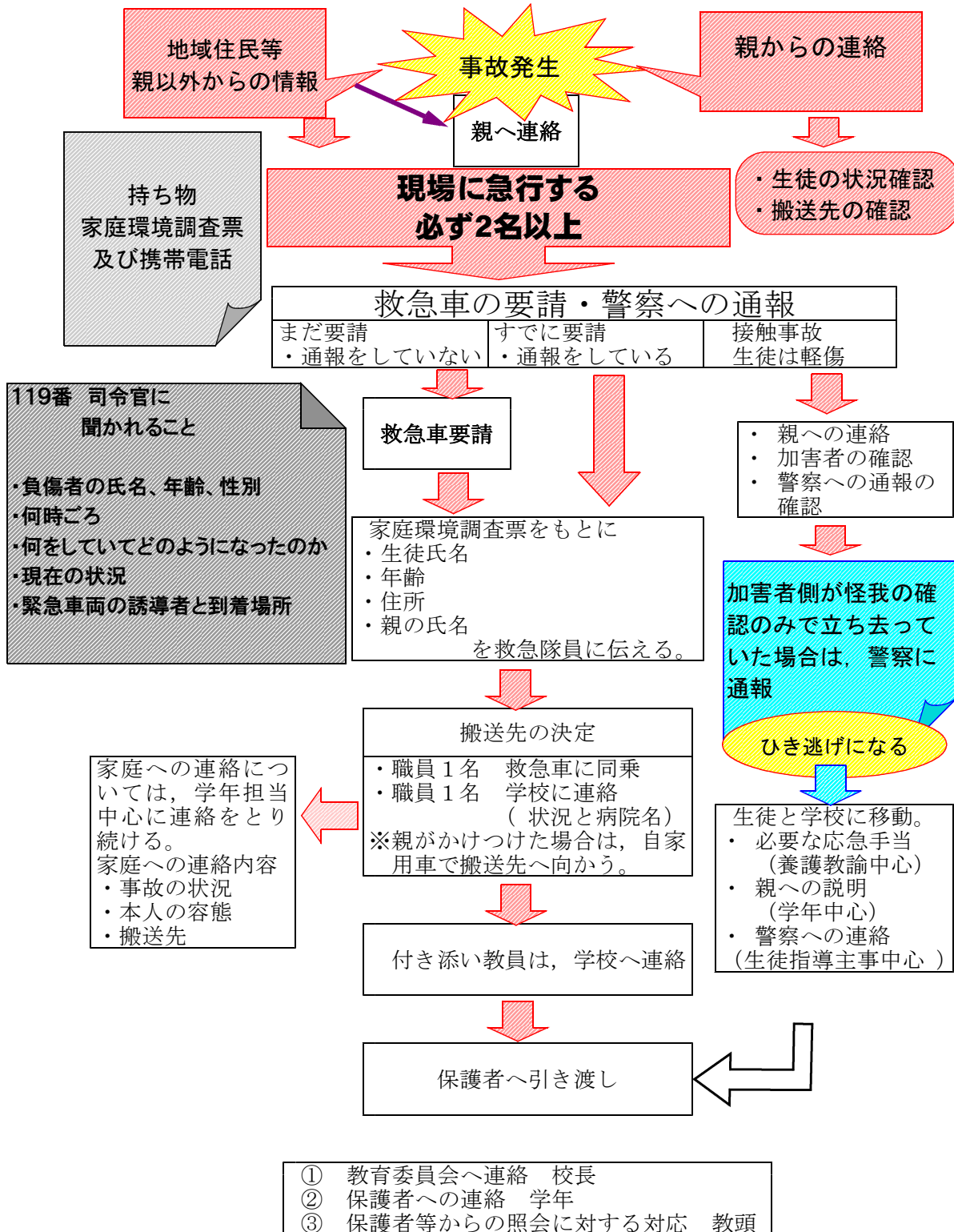
Jアラート発生時の対応

地震（校外学習・宿泊）発生時の対応



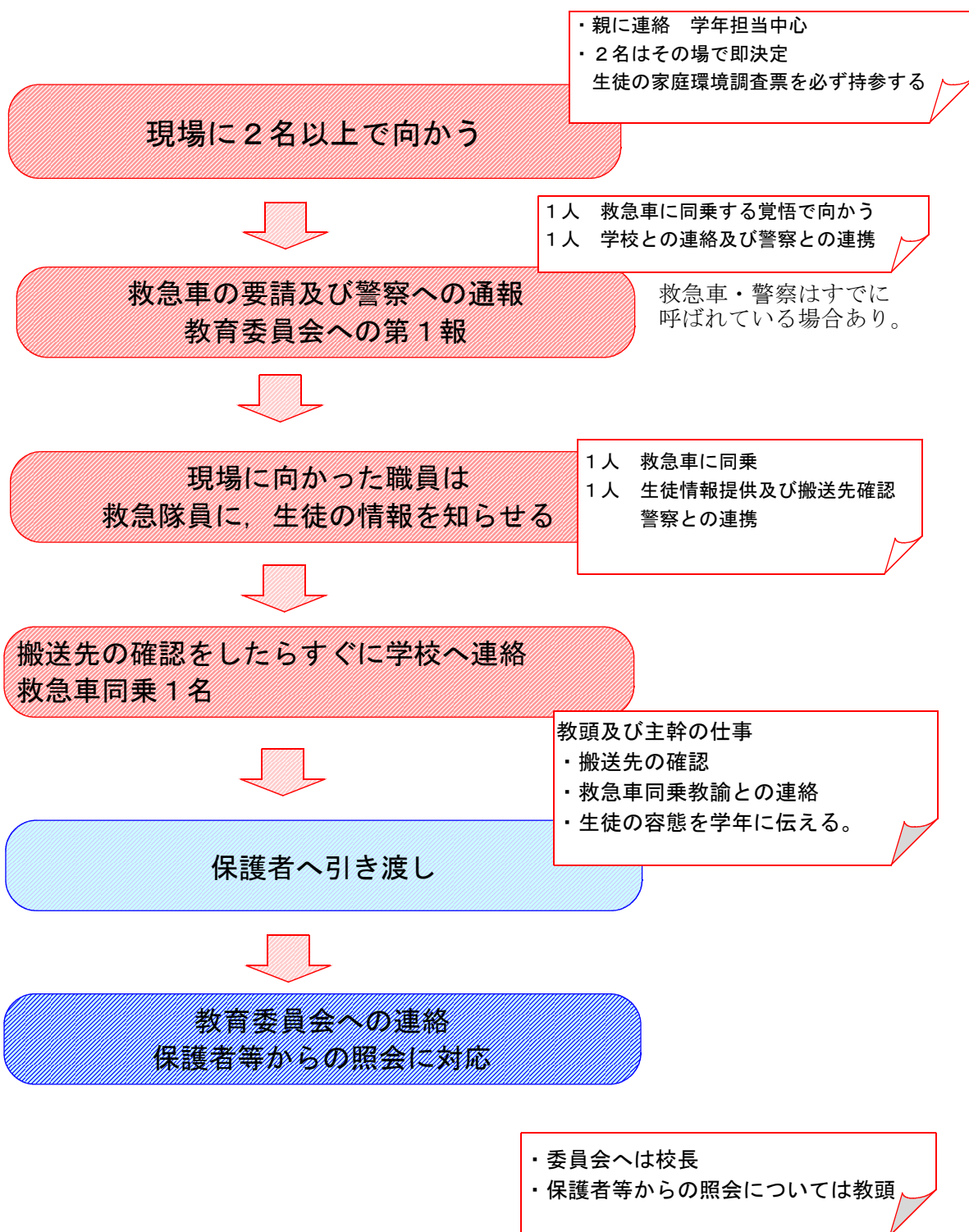
学校防災マニュアルで確認！

交通事故発生時の対応

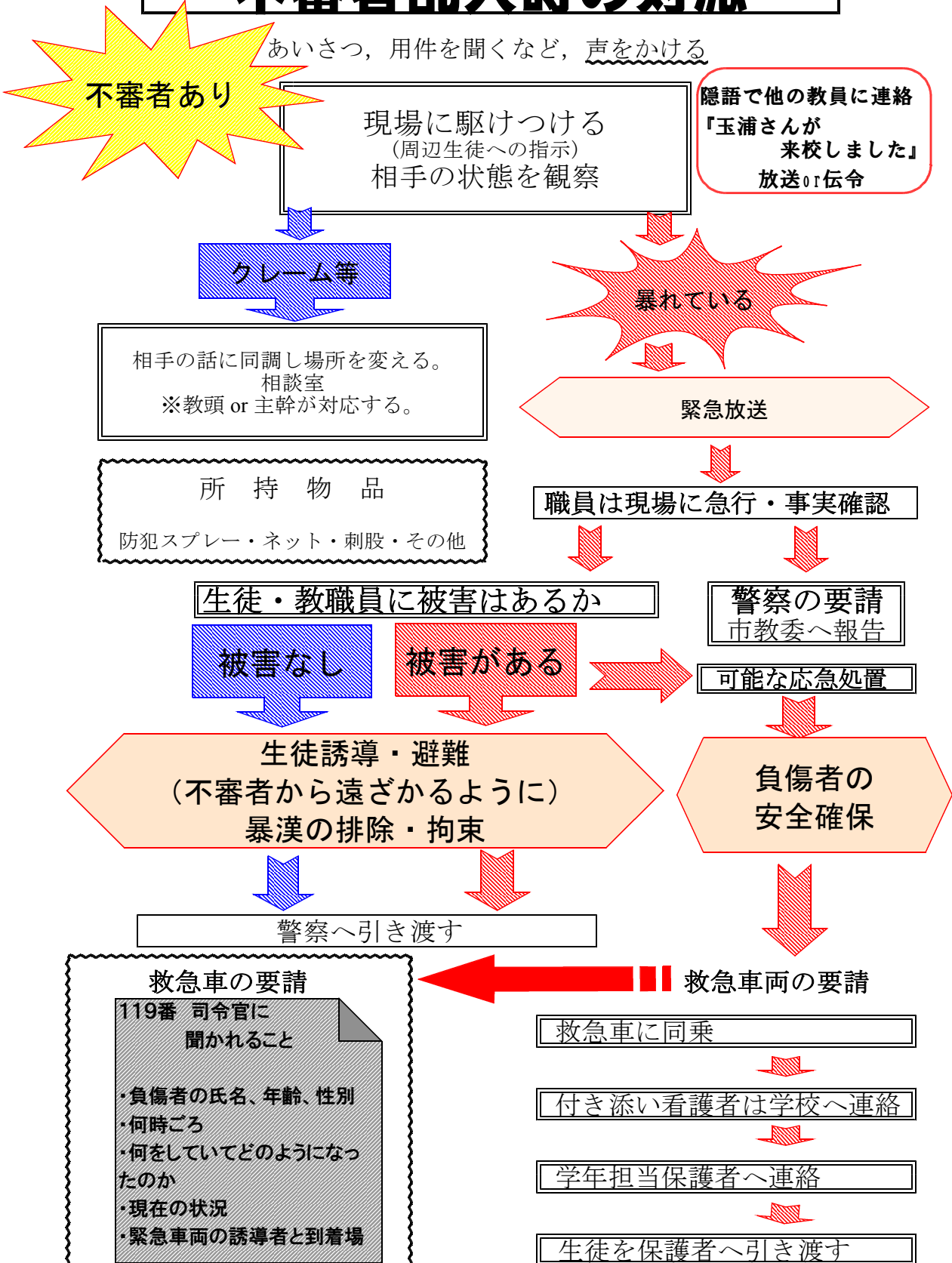


交通事故発生時

生徒の安全を最優先

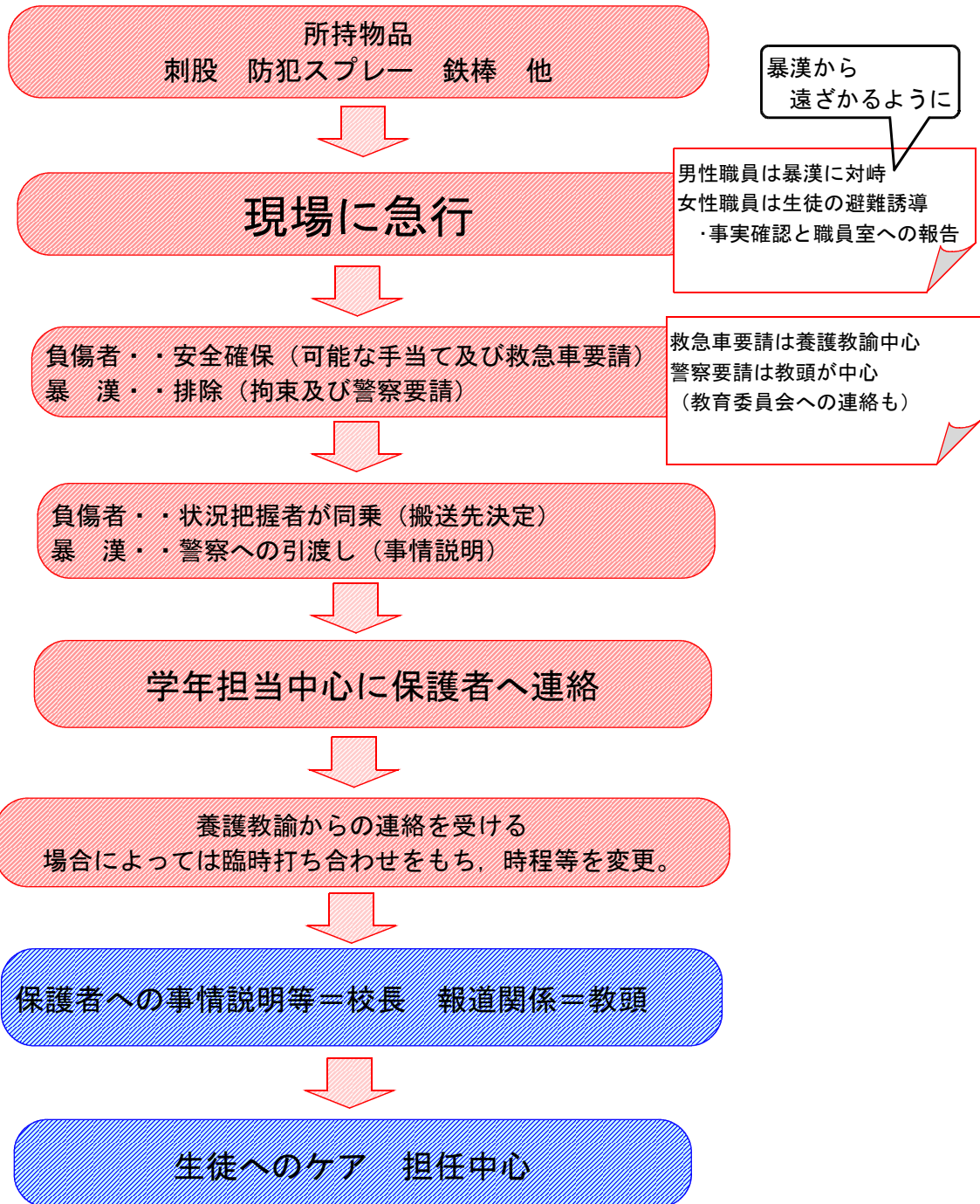


不審者乱入時の対応

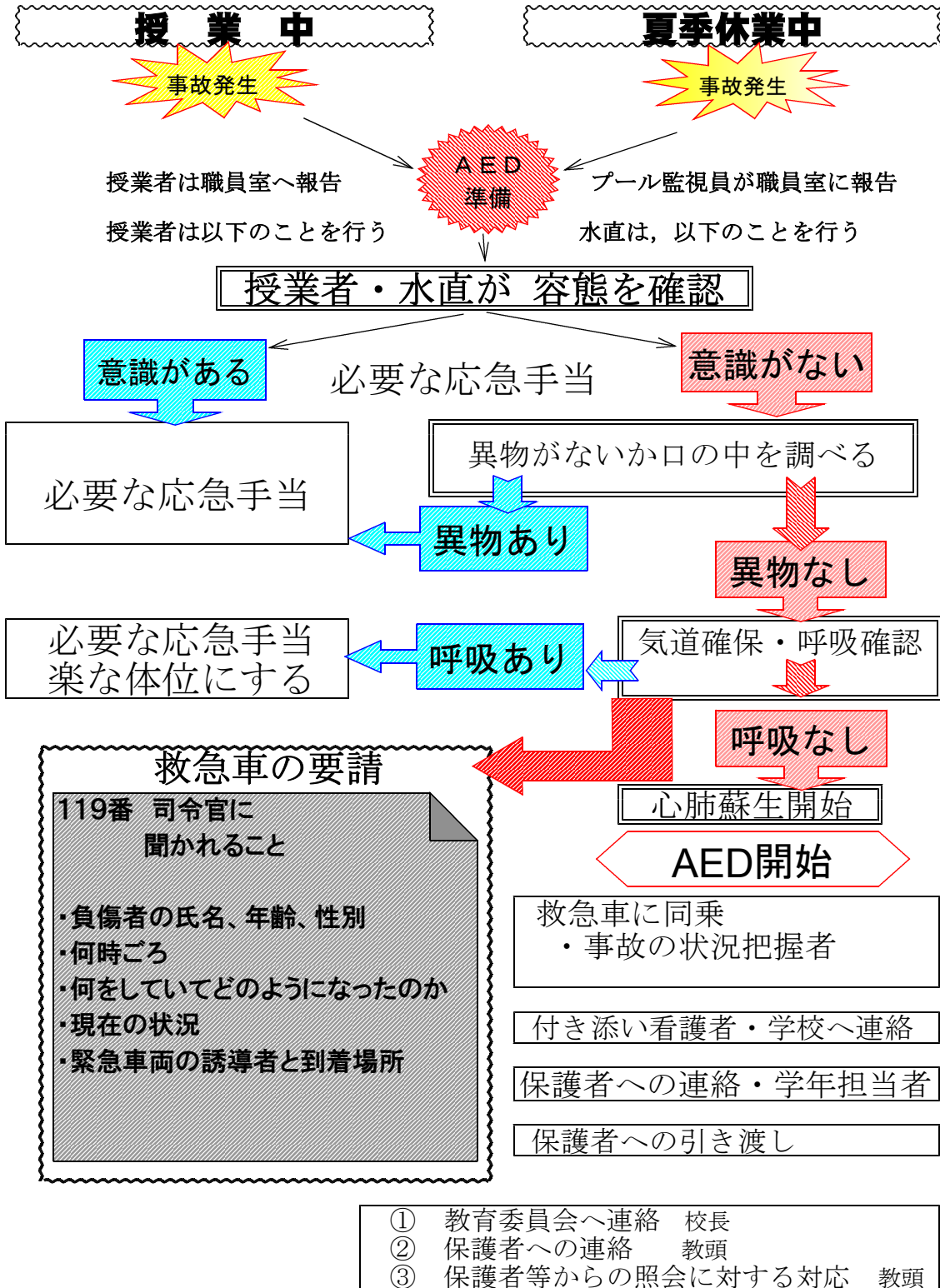


不審者乱入時

生徒の安全を最優先



プール事故発生時の対応



プール事故発生時

生徒の安全を最優先

現場の状況を職員室に知らせる・・・授業者・水直
授業者・・・心肺蘇生開始

授業者は、
通信手段に携帯電話等を所持



AED
呼吸なし AED開始

授業者 AED開始



救急車の要請
救急車同乗

教頭及び主幹の仕事

- ・救急車要請
- ・搬送先の確認
- ・救急車同乗教諭との連絡
- ・生徒の容態を学年に伝える
- ・教育委員会へ第1報を入れる



学年担当が保護者に連絡



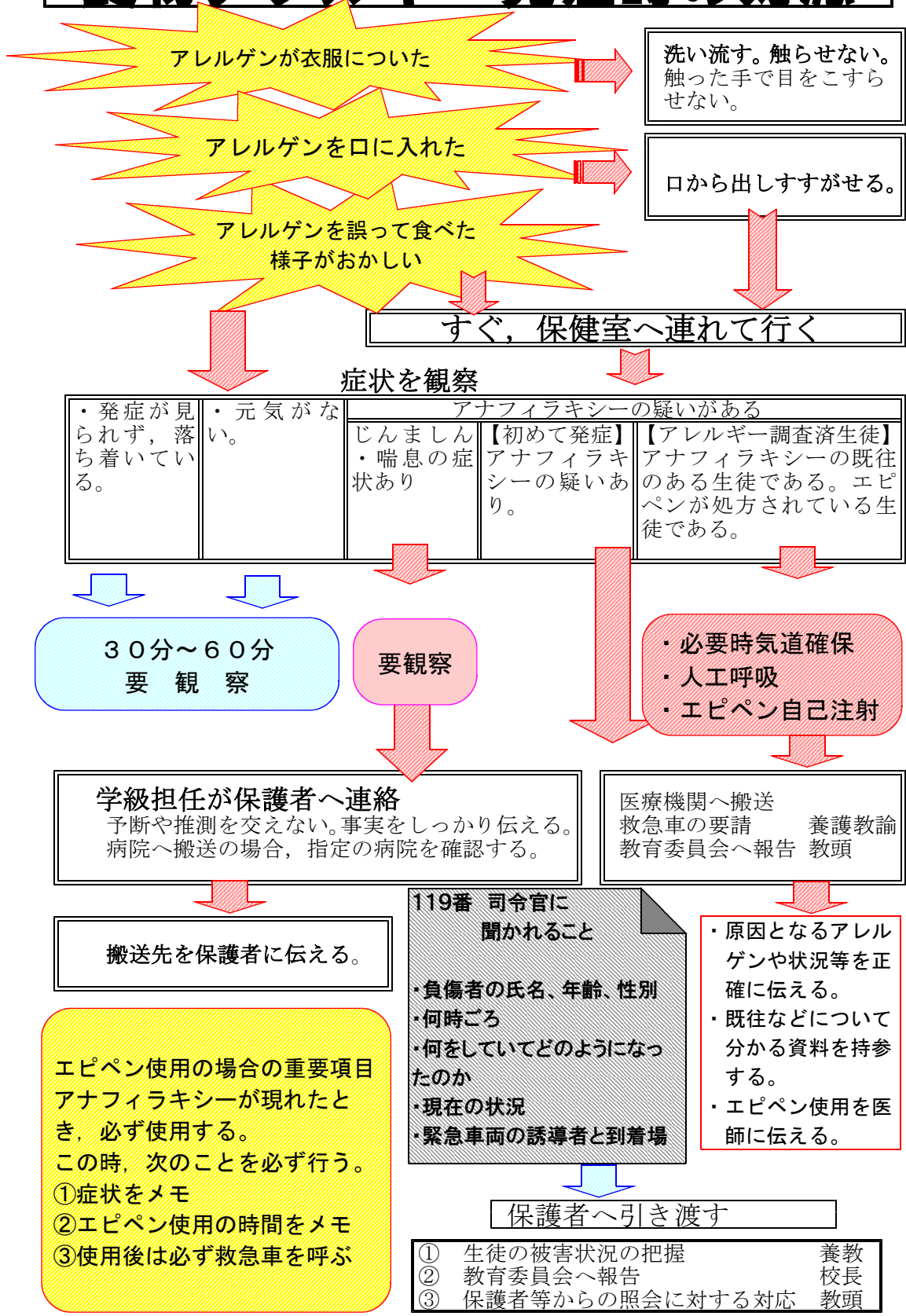
保護者へ引き渡し



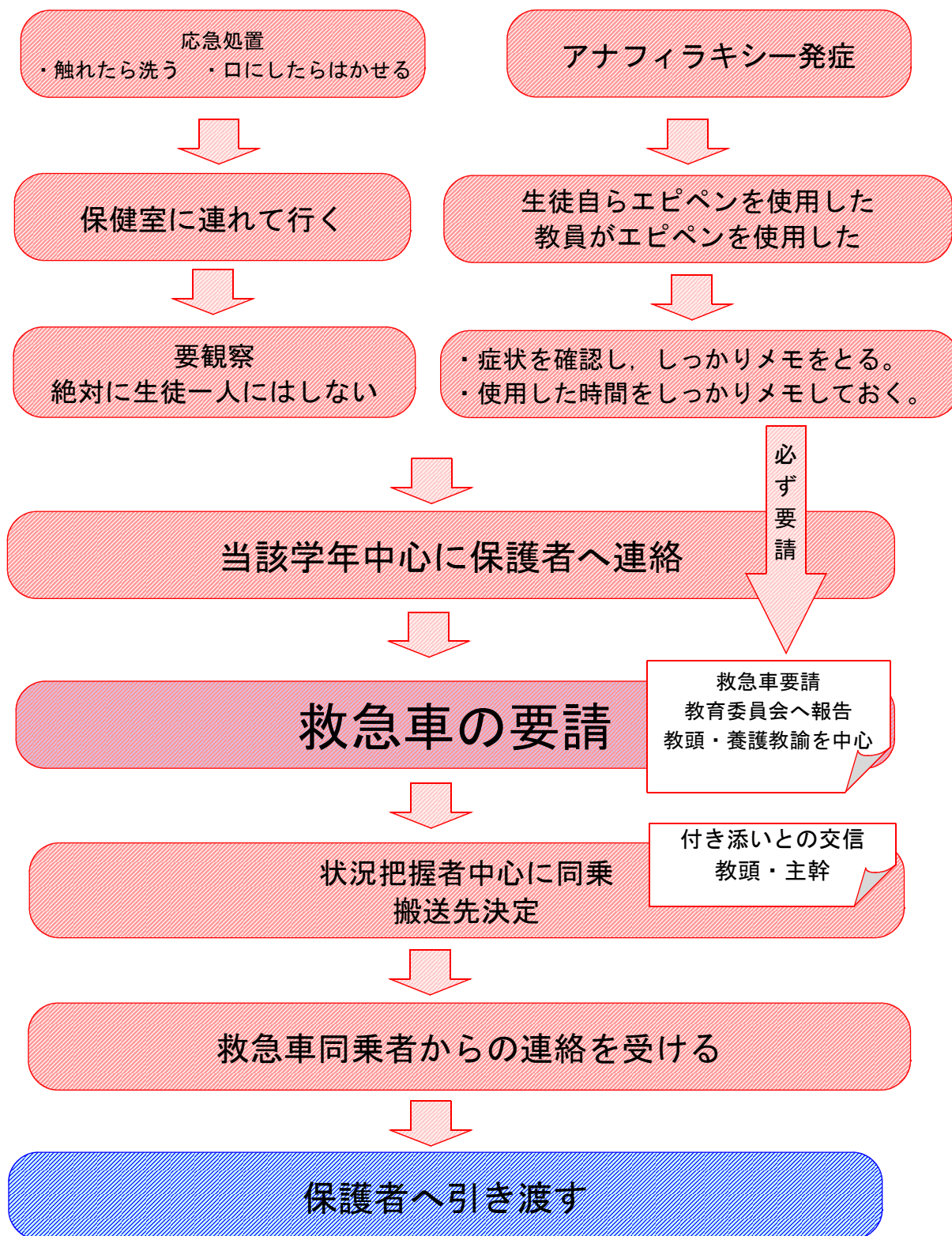
教育委員会への連絡
保護者等からの照会に対応

教育委員会への連絡 校長
報道関係に対する窓口 教頭
保護者の照会に対する対応 教頭

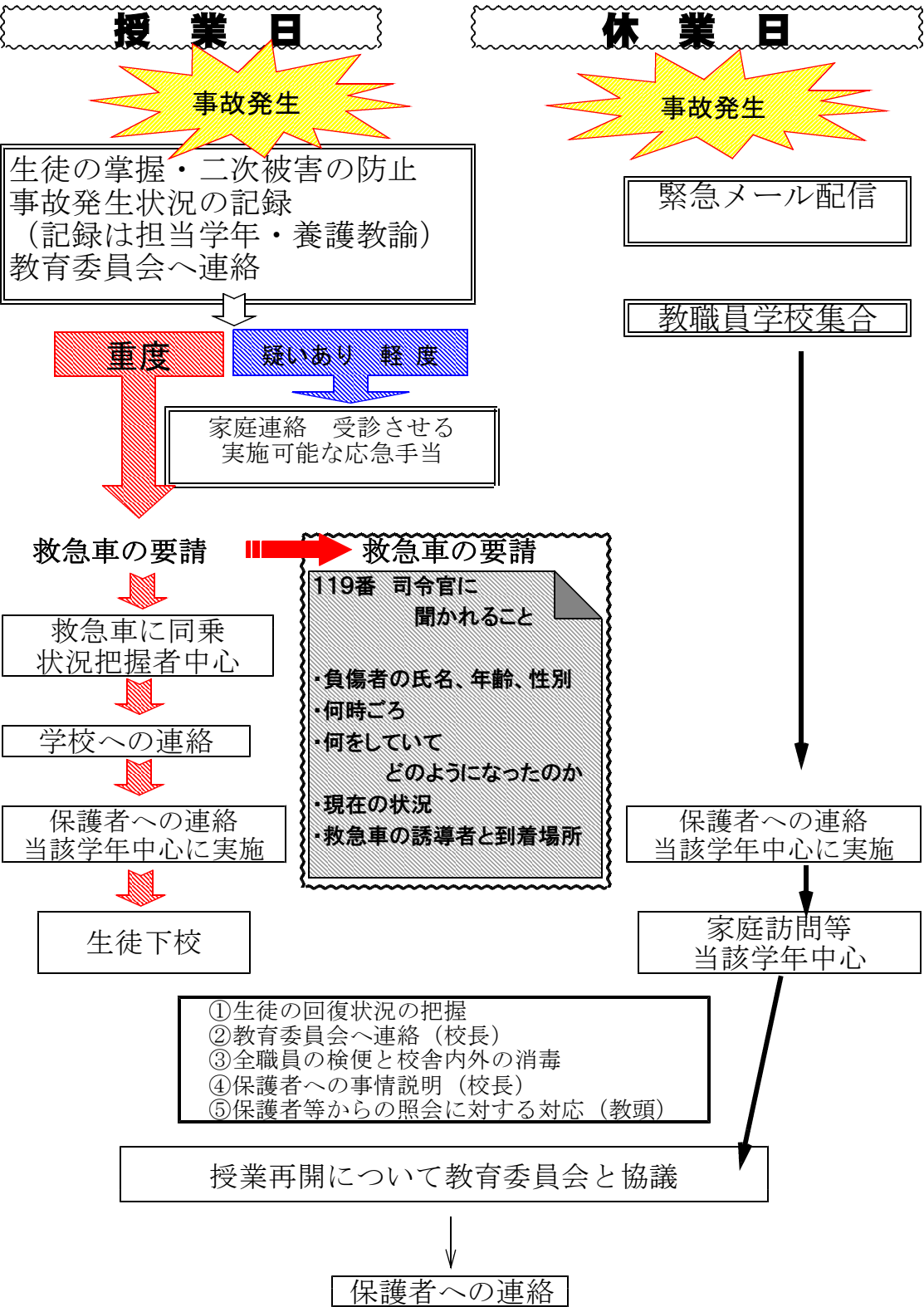
食物アレルギー発症時の対応



食物アレルギー（アナフィラキシー）発症時

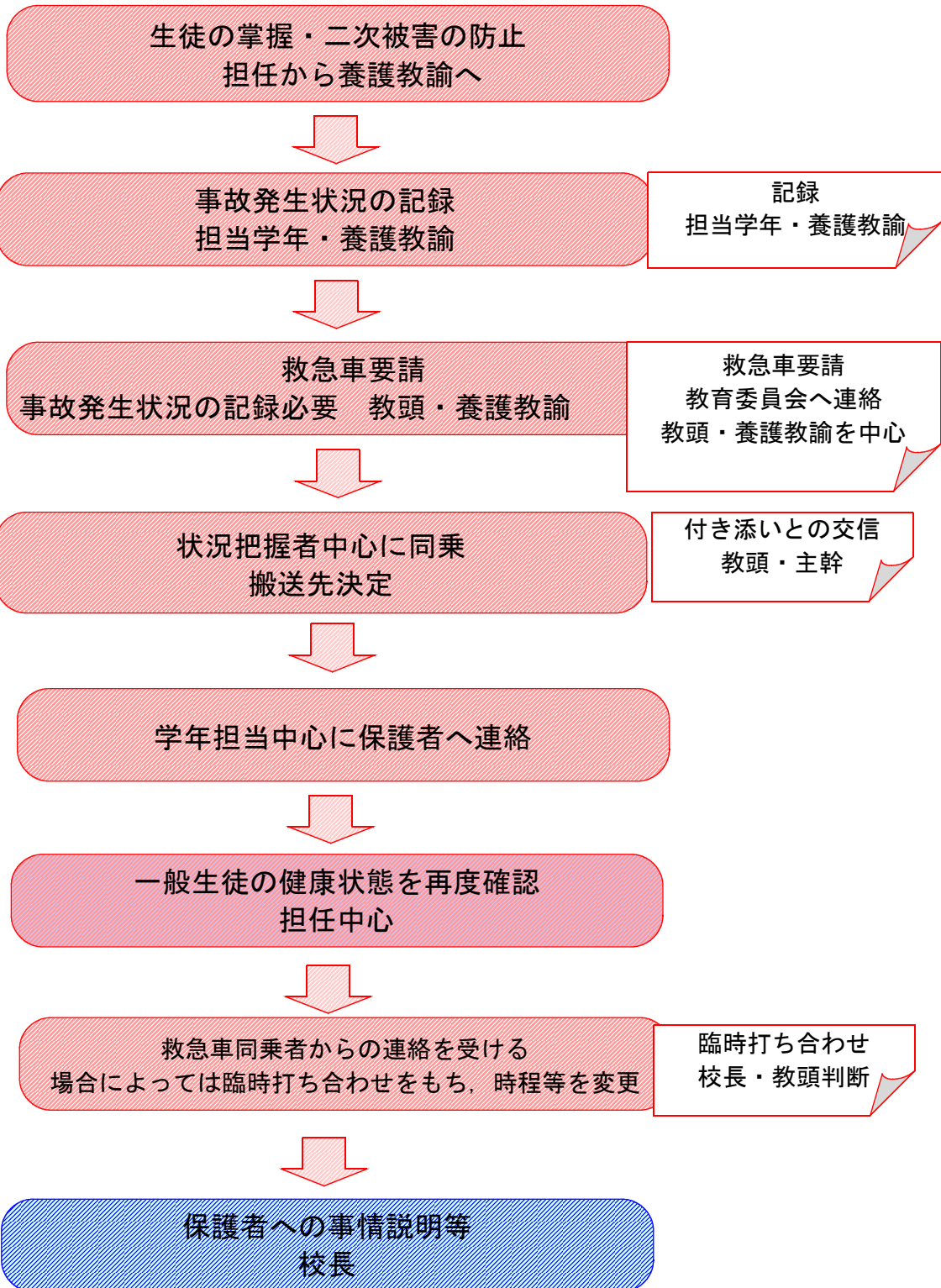


感染症・食中毒の発生時の対応



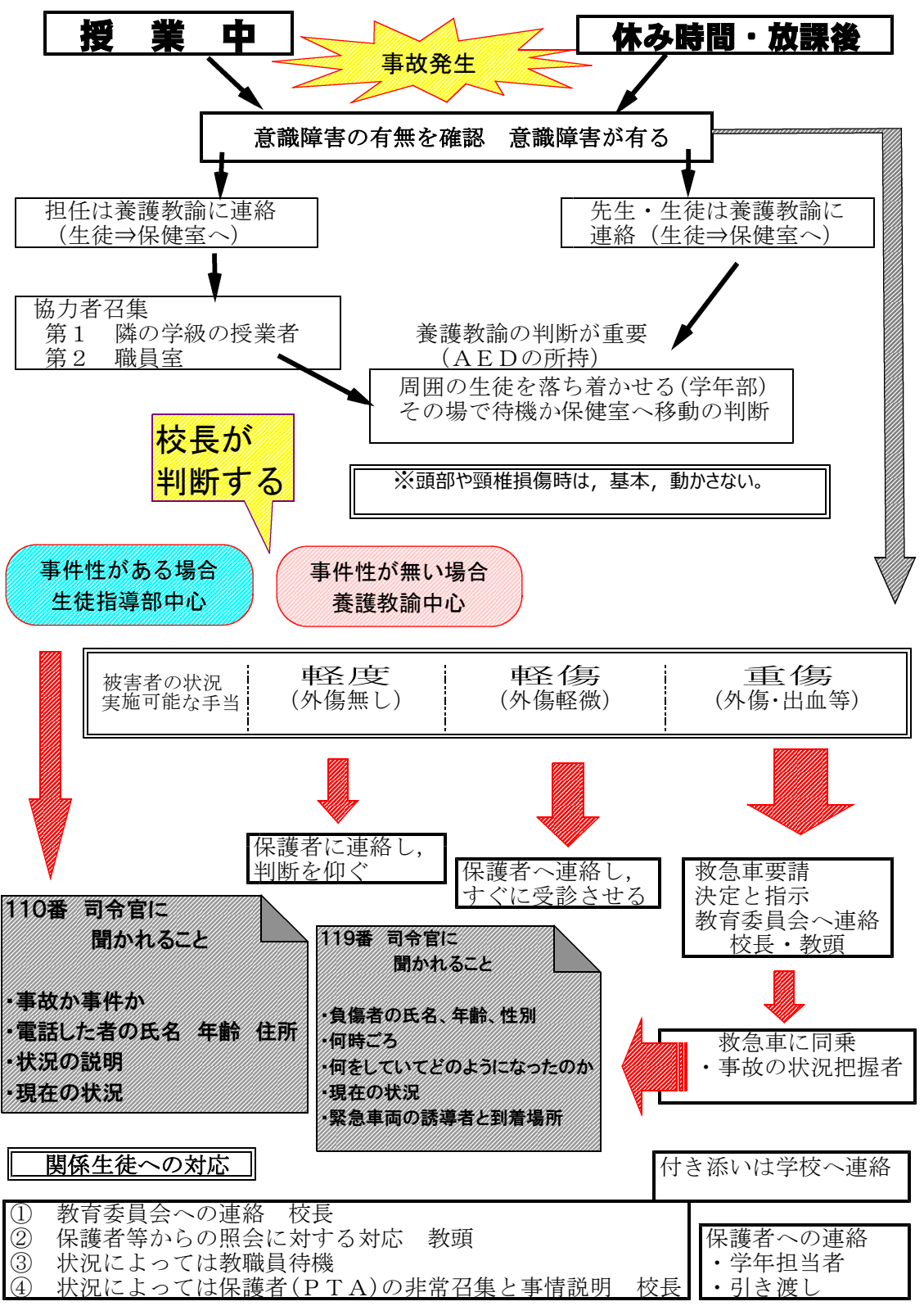
感染症・食中毒発生時

生徒の安全を最優先



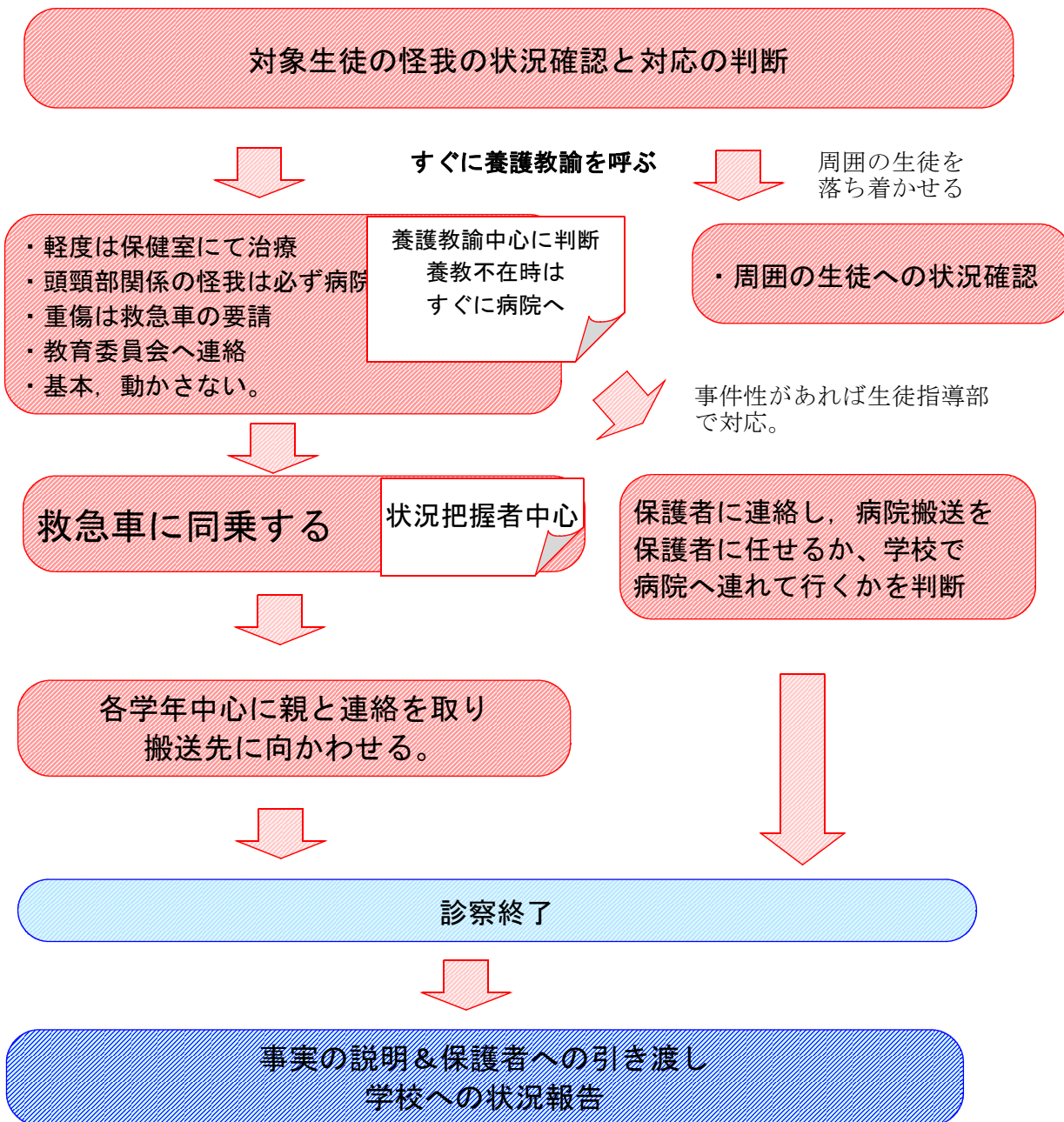
頭頸部のけが・熱中症発生時の対応

WBGT 28 以上は原則「外の活動」は禁止

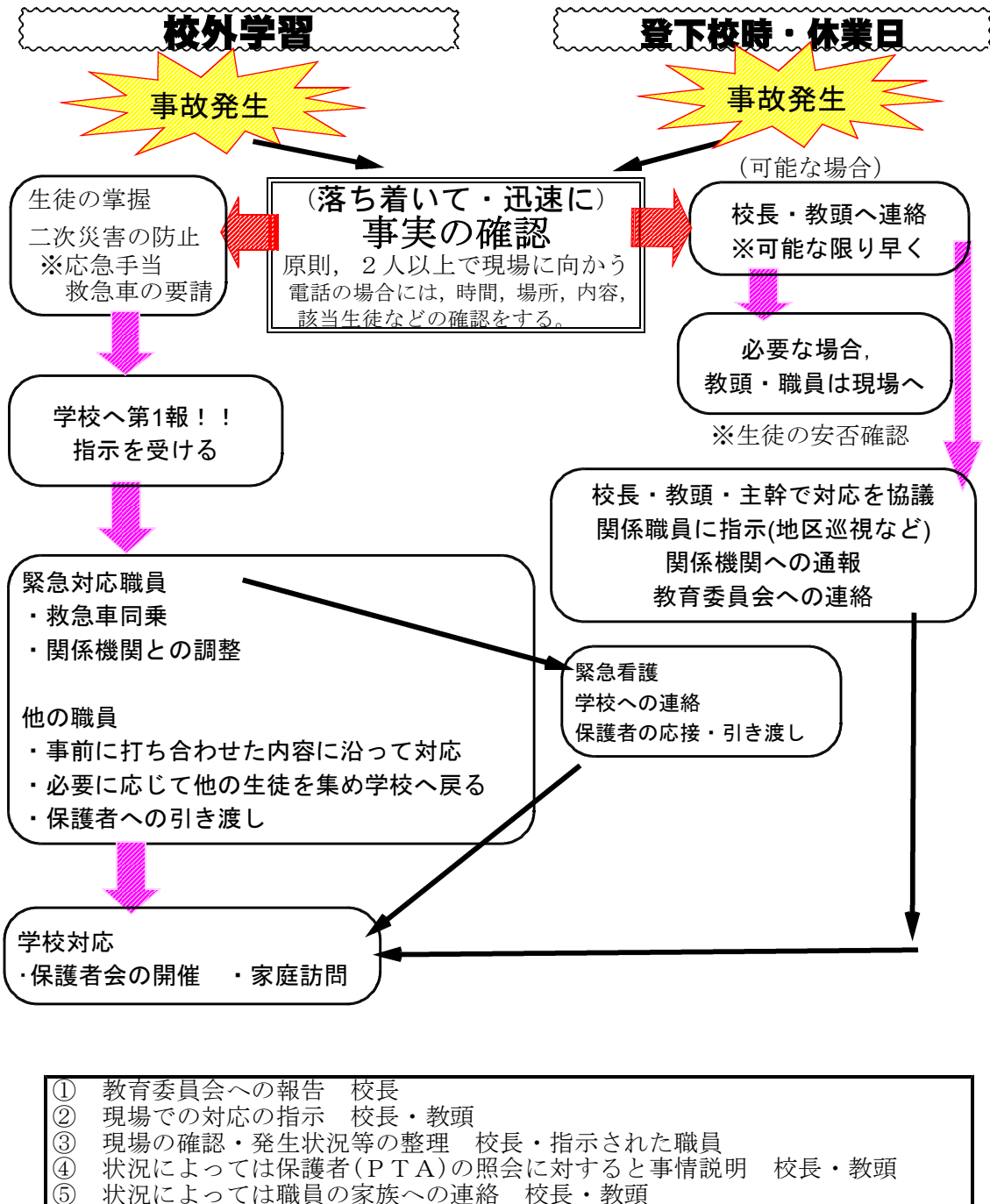


頭頸部のけが・熱中症発生時

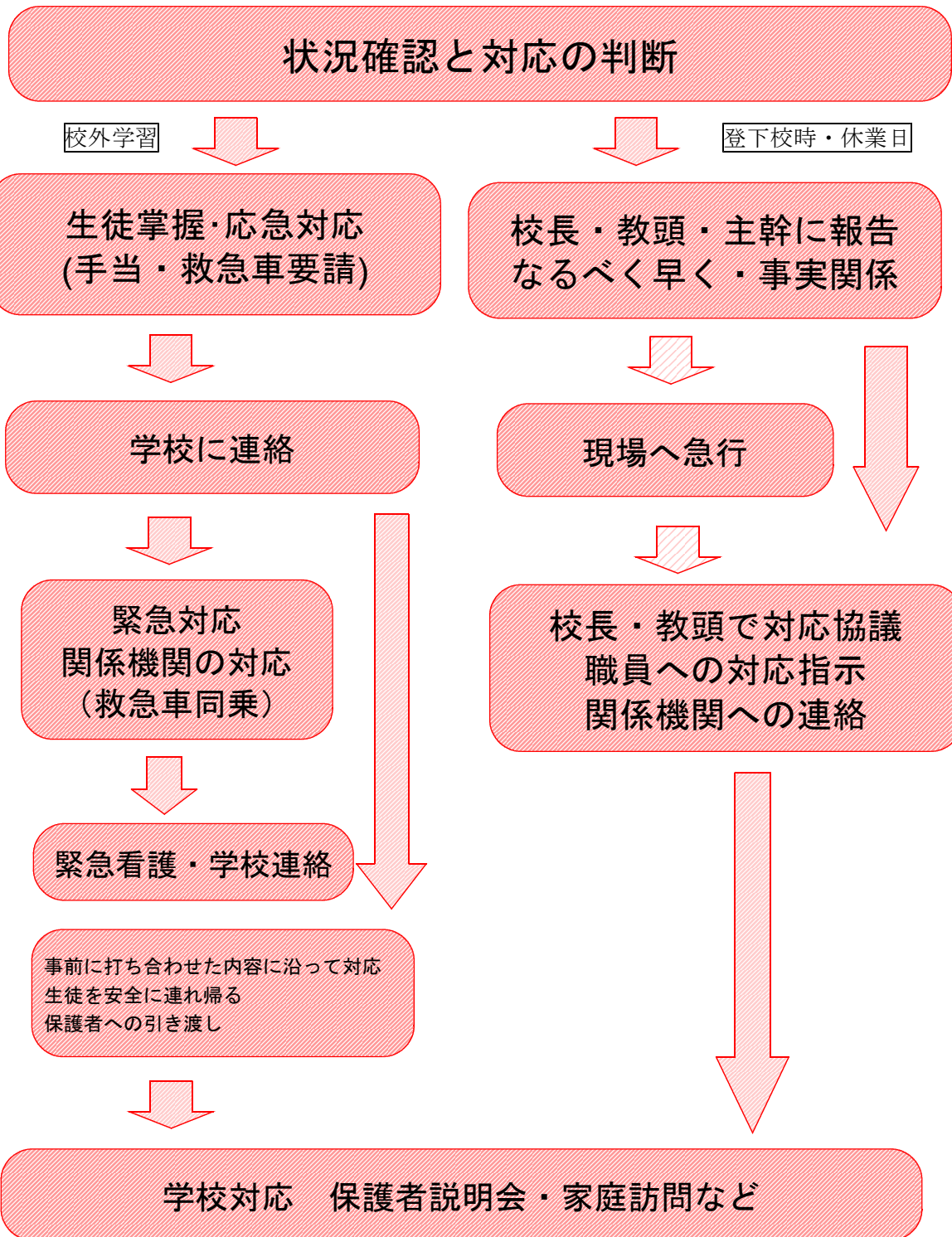
すぐに立たせず、意識障害の有無を確認



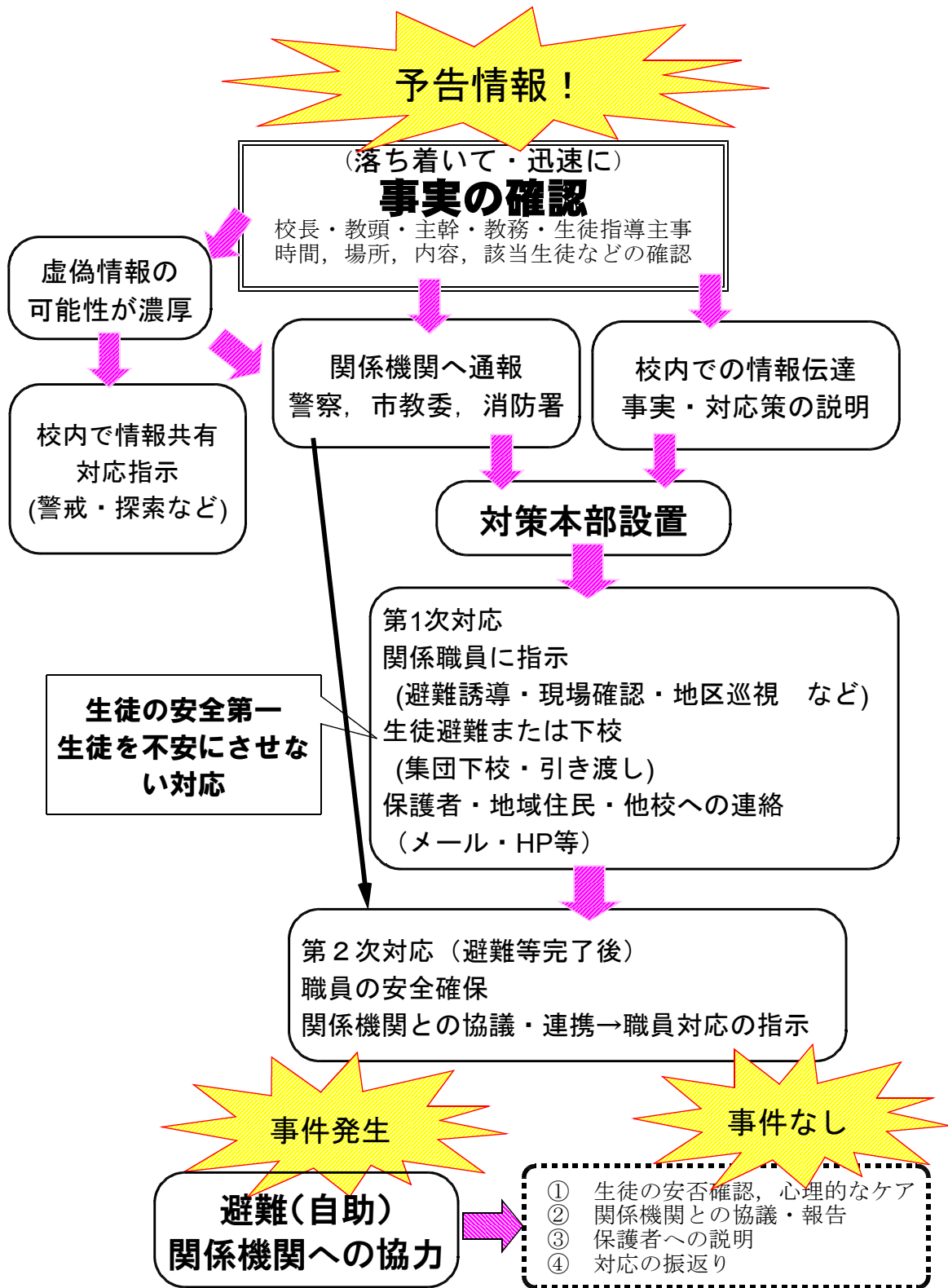
校外での事故発生時の対応



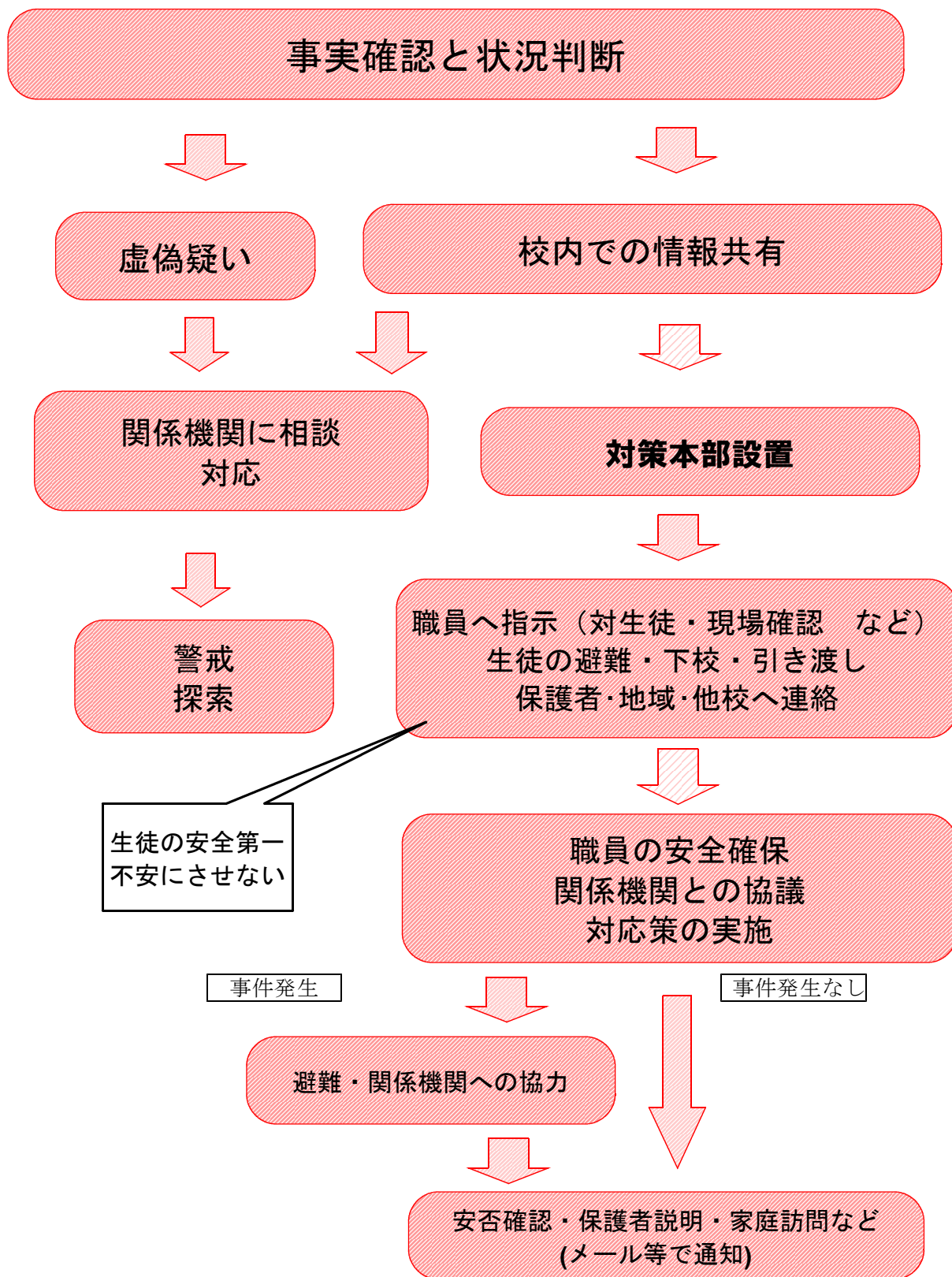
校外での事故発生



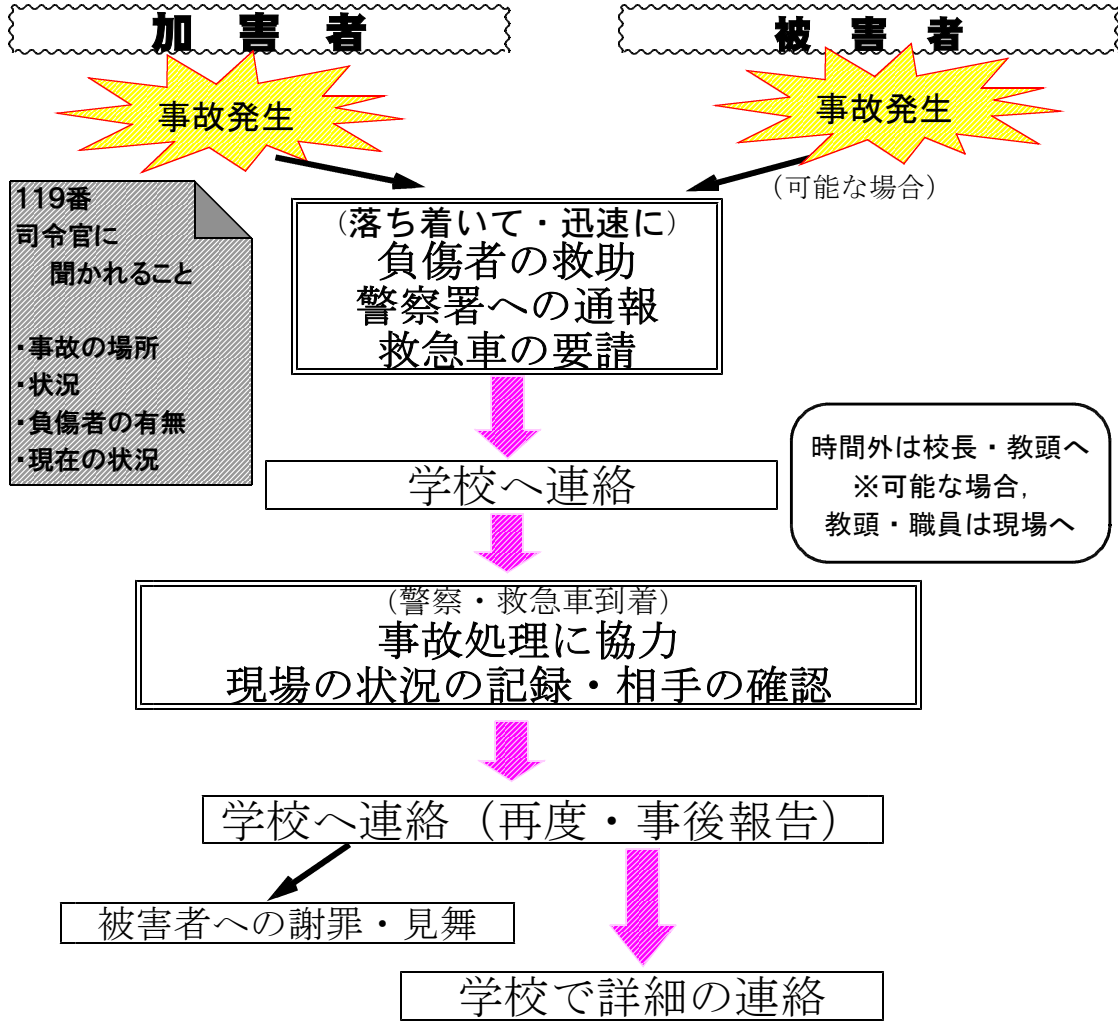
テロ・犯罪予告時の対応



テロ・犯罪予告



教職員の事故発生への対応



- | | | |
|---|------------------------------|------------|
| ① | 教育委員会への報告 | 校長 |
| ② | 現場での対応の指示 | 校長・教頭 |
| ③ | 現場の確認・発生状況等の整理 | 校長・指示された職員 |
| ④ | 状況によっては保護者(P T A)の照会に対する事情説明 | 校長・教頭 |
| ⑤ | 状況によっては職員の家族への連絡 | 校長・教頭 |

教職員の事故発生

状況確認と対応の判断



事故対応する（救助・警察・救急車）



学校に連絡（事故対応後直ちに）
※夜間・休日は校長，教頭



事故処理・記録



学校に連絡（再度・結果報告）
※夜間・休日は校長，教頭

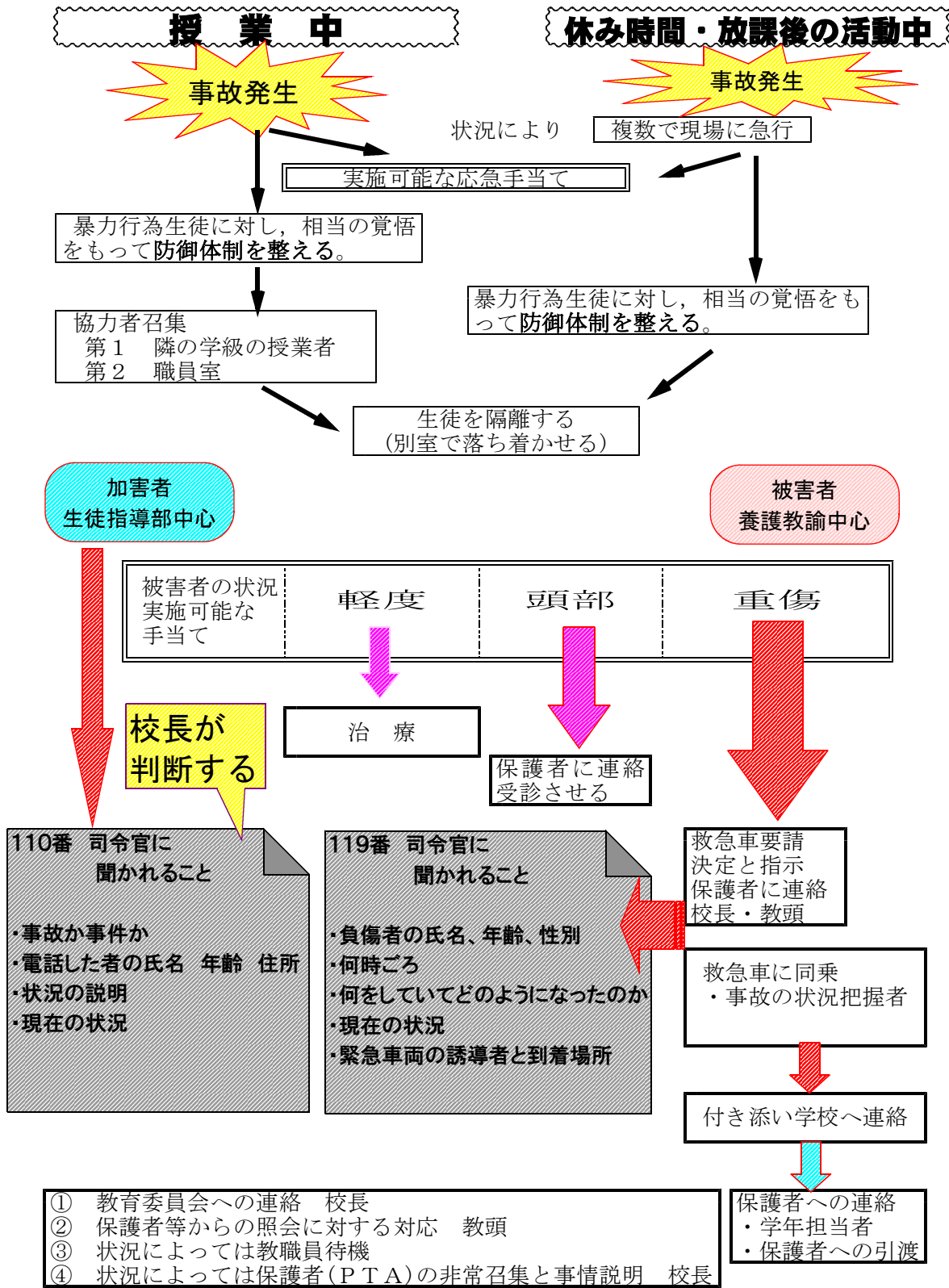


被害者への謝罪・見舞



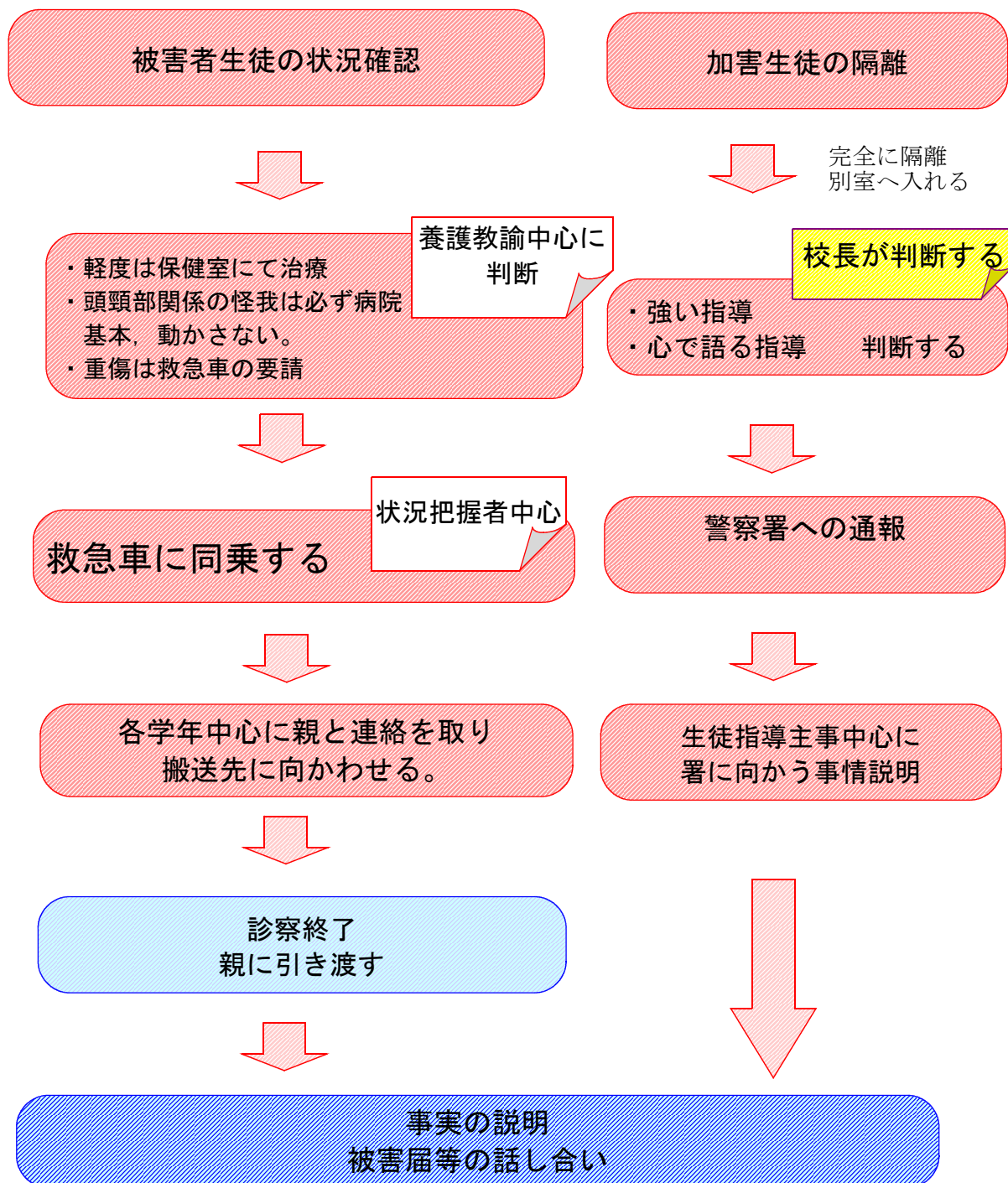
学校で詳細報告

生徒による傷害事件発生時の対応



生徒による傷害事件発生時

被害者の命を最優先



いじめ発見・発生時の対応

いじめ防止プログラムの実施

- いじめ発見の方策
- ①生徒の観察，些細な言動の確認，個人ノート（日常）
 - ②いじめアンケート（毎月）
 - ③生徒指導会議（毎月）

授業中

休み時間・放課後の活動中

教師の対応

生徒からの情報 外部からの情報

事態把握と関係者の確認

いじめ・不登校担当教諭&学年主任に報告

いじめ不登校担当と生徒指導主事で仮判断
『ケース会議』で対応か『学年・担当』で対応か

校長(教頭)報告

ケース会議，対応方針等を確認する

学年・担当で対応方針の確認

目に見える攻撃
暴力・いやがらせ・からかい

水面下での攻撃
手紙の受け渡し・無視

ネット上での攻撃
誹謗中傷・名誉棄損

該当生徒の事情聴取・事実確認

被害生徒の安全を最大の優先

いじめ防止対策委員会
安心して学校生活を送ることを第一に考え，今後の指導の方向性を確認（学校いじめ防止基本方針参照）
※ 対応と決定の指示「校長（教頭）」

悪質な場合
岩沼警察書
（生活安全課）

被害・加害生徒，両者の生活の充実に向けて，教師の分担内容を確実に実行する。
被害者の家庭との連携（学年主任・教頭）
被害者生徒とのかかわり（担任・心をよせている教師・SC）
加害者の家庭との連携（学年主任・担任・教頭・SSW）
加害者生徒とのかかわり（担任・心をひらける教師）

保護者への連絡 家庭訪問

保護者への引き渡し

1～2週間は生徒の近くで観察
へばりつきの覚悟で観察
3ヶ月間は注意深く見ていく

いじめ発生時

